

「新しい区役所、総合区について」

27.8.1 東淀川区長 金谷

- 1、今回の地方自治法改正以前の区役所（行政区、公募区長以前の状況）
  - 1) 区の事務所（区役所）の長（一般職）

市内統一的・均一なサービスの提供。区間の格差をなるべくなくす。
  - 2) 大阪市的課題：行政区が多い260万人口で24区  
(横浜市 370万人口で18区)
    - ・大阪市は、地域に密着した きめ細かい行政が可能  
しかし、業務が限られていて権限も少ない（いわゆる小区）  
部長級（局長の下、課長から昇任ポスト、それも局から、区からの昇任はない）  
25年度までは区長裁量は2千万円程度（実際は経常的行事へ執行）
    - ・横浜市の区役所（大区）は、道路・公園・下水・ゴミ減量化啓発も所管
- 2、大阪市の公募区長（同上の中での限界まで拡大）：副市長の下、局長の上
  - ・区長の権限拡大  
区長予算の大幅拡大（区長裁量4千万円程度増額）と  
区間競争（区独自事業）として予算要求権の拡大  
人事権の拡大  
(ポスト増にならない範囲で、区役所内なら全て区長権限で)
  - ・区CM：区内の局業務を所管（区内事業予算の決裁権限・予算権限、  
局長より上位に）  
小区ではあるがバーチャルで大区の権限を委譲
  - ・区担当教育次長：区内の学校教育行政を所管  
例：学校統廃合、学校選択制、中学校給食、校庭芝生化、校長人事へ  
意見反映など
- 3、総合区になれば（地方自治法改正の主旨）

都市内分権により住民自治を強化するため、区の役割を拡充する  
(地制調 答申より)

  - ・特別職：議会の承認、リコールあり、議会の判断で区常任委員会設置可能
  - ・権限拡大：詳細は別紙（現行公募区長との違い？）  
予算意見具申権・職員任命権

#### 4、総合区の課題・問題

##### 1) 区割り

a、今のまま（自民党案24区のうち11区を）

総合区11区と現状の区13区の格差は？上下関係？並列？

総合区の圏域：総合区のみ（区の権限との違いは、誰が調整？）

b、合区を前提に（公明11区案、維新5区案）

住民理解：旧東区・南区を平成元年2月に中央区として合区したが、

10年以上の議論があった。また現在も旧の区割の意識が存在

##### 2) 実施時期

a、ゆっくりと議論を（公明、自民）

選挙前には、自民党案では、2区をモデル実施となっていたが・・・

b、早急に（維新）

特別区の代案だから早く実施すべき

##### 3) 手続き

a、法律どおり：議会承認

b、準公選制度：住民投票を経て、議会承認（維新案）

#### 5、今後

11月22日投票の市長選挙の争点？